

規制改革プロジェクトの取り組みについて 第1次リリース

～区民センターの開館時間の延長など、施設がより使いやすくなります～

札幌市は施設の規制改革に取り組んでいます

札幌市では、施設や学校などの公共空間を市民が集い活動する場として、より使いやすくしていくため、昨年7月に「札幌に元気とにぎわいを創出する規制改革実行プラン」をまとめました。

11月には、この実行プランをさらに具体化し、推進していく組織として、「コミュニティ施設」「学校」「公園」「道路・公共通路」の4つの分野について副市長をトップとするプロジェクトを設置しました。各プロジェクトでは、公共空間等を活用するためのルールやガイドライン、モデル事業の選定について検討を進めてきました。

さまざまなモデル事業に取り組めます

1 コミュニティ施設がより使いやすくなります（コミュニティ施設活用促進プロジェクト）

区民センターの開館時間を延長します（全区民センター10館で実施）

- ・ 利用者が希望する場合、現行の午前9時～午後9時までの貸室利用時間を午前9時～午後10時までに延長します（希望する場合は、あらかじめ申請時に申し込みます）
- ・ 午後10時まで利用する場合は、延長料金が掛かります。延長料金は、全日使用料金の1時間当たりの2割増の料金です（通常の夜間料金に、区民ホール2,760円、集会室等200円～1,040円の割り増しが加算されます）

貸室の使用条件を緩和し、物品等の販売を可能にします（全区民センター10館で実施）

町内会等の住民組織、ボランティア団体、NPO（民間非営利団体）などが行う公益的事業等の場合は、物品等の販売を可能とします。

インターネット等を使い、申込み方法を拡大します（厚別南地区センター・清田区民センター・すみかわ地区センターの3館で実施）

- ・ 貸室の申し込みを、現在のセンター窓口での申し込みに加えて、インターネット、またはコールセンターへの電話やファクスで行うことができるようになります。また、インターネット等を利用した場合、従来は前払いであった使用料金の支払いが当日払いも可能になります。（インターネット：各区のホームページから申し込み。コールセンター：電話222-4894、ファクス221-4894）
- ・ 厚別・清田・南区のホームページ上に空室状況一覧表を掲載し、インターネット上で上記3館の空室状況を確認することができるようになります。

実施期間

平成16年8月1日～平成17年3月31日

2 学校施設を地域の活動の場として活用します（学校活用促進プロジェクト）

地域活動の場として学校施設を開放していきます

このプロジェクトは、今後の学校活用の新しいあり方を模索していくうえでのさまざまな課題を検討していくものです。地域住民の自主的な活動によって、空き教室などの施設利用をより促進していくための試行的取り組みとして、モデル事業を全市的に展開していきます。

モデル地域と学校

- ・ 南小学校（南区）

6月25日から子育て支援サークルが、子育てに関する情報交換や親子の交流の場等として学校の空き教室を活用しています。活用にあたっては、藻岩下まちづくりセンターが支援しています。

- ・ 苗穂小学校 学校記念館（東区）
7月10日から苗穂少年少女発明クラブが、小・中学生を対象とした物理・化学・生物の基礎学習やものづくり、**実験学習を行う場として同校の学校記念館を活用**します。
- ・ その他の区
中央区，厚別区，豊平区，西区など，現在，モデル事業の立ち上げに向けて準備を進めているところです。

少年少女発明クラブ：社団法人発明協会が青少年の創造力豊かな人間形成を図ることを目的に昭和49年から実施している事業。全国に159クラブ、札幌市内には3つのクラブが設置されている（平成16年2月現在）。退職教員や会社員等を講師とし、子どもたちが創作活動を行っている。

3 公園をより多くの方が利用しやすいものにします（公園活用促進プロジェクト）

公園の管理運営を市民に委託していきます

- ・ 公園の清掃や花壇の管理等を行う**公園ボランティア制度**を導入します（南区真駒内中央公園や西区発寒いたどり公園など6公園を予定）
- ・ 従来，試行的に行っていた**障がい者団体等への清掃業務委託を本格的に実施**します（中央区緑ヶ丘公園や豊平区平岸高台公園など12公園で実施）
公園ごとの利用ルールをつくります
- ・ モデル公園において，運営委員会を設置し，地域の実情に即した**公園ごとの利用ルール**をつくり，より利用しやすい公園をつくることとします（東区東苗穂北公園のほか3公園を予定）
公園での**イベント開催を促進**します
- ・ 広告規制の緩和などを行い，地域の身近な街区公園等で市民グループが容易にイベントを開催できる環境をつくっていきます。

そのほか，5月31日から札幌市スポーツ施設予約情報システムのホームページの開設により，インターネットによる施設の予約申し込み等を開始し，公園等施設の利用促進を図っています。

4 にぎわいの場として道路を活用できるようにします（道路・公共通路活用促進プロジェクト）

道路や公共通路の占有許可基準を緩和します

想定されるモデル地区（JR手稲駅自由通路，地下鉄南北線澄川駅前交通広場，都心部）において，**オープンカフェや路上販売，パフォーマンス，作品展示**の4つの項目について，**占有規制の緩和案**の検討を行い，交通管理者（北海道警察）との協議，調整のついたものから規制を緩和します。

これからも規制改革に取り組んでいきます

今後は，すべての区でモデル事業が実施できるように，取り組みを拡大し，問題点の検証を行いながら本格実施につなげていきます。また，それらのモデル事業の取り組みについては，条件が整ったものから，随時リリースしていきます。

問い合わせ先

・ 規制改革プロジェクト事務局 具体的なモデル事業については……………	総務局都市経営課調査担当	211-2177
・ コミュニティ施設活用促進プロジェクト	清田区地域振興課地域活動係	889-2400(256)
・ 学校活用促進プロジェクト	教育委員会総務課企画係	211-3825
・ 公園活用促進プロジェクト	環境局公園管理課管理係	211-2536
・ 道路・公共通路活用促進プロジェクト	建設局道路管理課企画推進担当	211-2452